

第1回 全有協・生産者懇話会を開催

去る12月4日、第1回・生産者懇話会が埼玉県小川町の霜里農場(金子代表宅)で開催されました。当日は、折しも有機農業推進法が国会で審議されようかというタイミングでの開催でした(その後12月8日に成立、同15日に施行)。急な呼びかけでしたが、全国から有機農業者23名が参集し、そのほか有機関係者など40名近い参加者で大いに盛り上がりました。

冒頭の挨拶で全有協・金子美登代表は、「国が策定する基本方針は、農水省が原案を作成し、パブリックコメントを求めることになっている。しかし全有協としては、原案の段階から生産者の意見を反映させていきたい」と、懇話会開催の意図を説明しました。

また、これに続いて尾崎零副代表が、推進法の経過、問題点・評価点に関して説明を行い、「やっと法律が日の目を見ることになる。今、やっている我々が言わないで誰が言うのか。問題を出しあって共通の認識を持つことが必要だ」と呼びかけました。

5時間に及ぶ話し合い 有機施策への意見

会場の参加者からは、次から次に多様なテーマについて意見が出されました。具体的には、「食料・農業・農村政策審議会の専門部会に生産者を送り込もう」、「有機農業の推進組織を育成しよう」、「小規模

農家の支援策を作ろう」、「子どもたちや地域の人も含めて、食べてくれる人たちとの交流と認識の共有化を図ろう」、「有機農業推進とともに環境政策のさらなる徹底を」などで、全体としては推進法を積極的に捉えた意見が大勢を占めました。

一方で、推進法と他の法律や政策との兼ね合いを危惧する声も出ました。とくに、推進法・第3条2項の「有機農業者」の定義については、「有機JAS制度との関係が明確になっていない」といった指摘があり、しばし議論になりました。また、「農地・水・環境向上対策の中で、有機農業の位置づけが明確になっていない」といった声もあがりました。

このほか、有機農業の技術向上や新規就農支援、環境支払い等の補助金等に関する要望や意見が多く出され、懇話会は5時間に及びました。

3月16日、滋賀県でも開催

第1回・生産者懇話会を受けて、すでいくつかの地域では、生産者が連携しながら推進法に対する意見の集約を始めています。今後、全有協のプロジェクトである懇話会としては、こうした地域的な集いと連携しながら、全国から幅広く現場のナマの声を集めていく方針です。

3月16日(金)には、「農を変えたい!全国集会」「有機農業技術会議」と結び合って、滋賀県で開催する予定です。

皆さんのご意見を
お寄せください!

いま生産者懇話会では、生産者の皆さんから推進法に関するご意見を募集しています。推進法への期待や感想、国が作る基本方針や都道府県が策定する推進計画に盛り込またい内容、その他、皆さんの有機農業に対する熱い思いを、自由な書式で懇話会事務局・高橋勉まで(FAX03-3538-1852、Eメールアドレス Takajona@aol.com)お寄せください。

懇話会では、全国からできるだけ多くの声を集め、全有協を通じて農水省へ提出する予定です。ご意見は、来年1月20日までにいただけると助かります。

なお、来年1月22日、都内で生産者懇話会発足の集いを計画しています。併せて、皆さんのご参加をお願いいたします。

生産者懇話会から

有機農業推進法成立に寄せて ～ 各地からのメッセージ ② ～

●平田啓一さん (生産法人山形川西産直センター・山形おきたま産直センター代表/山形県)

推進法が成立して万歳したい気持ちだが、これからが肝心。ようやくスタートラインについたところなのだから。

山形県はエコ農業を推進しているため、この法律ができて埋没してしまう可能性がある。そうならないように、山形県の有機農業者の集まりを作る準備を開始した。並行して、今月中に政策要求をまとめ、県に持って行って話し合いをしたいと考えている。山形からまず声をあげて、東北全体に広げていきたい。

●大河原 充さん (くらぶち草の会事務局/群馬県)

日本農業全体のためにも、有機農業推進法をテコに日本の農業に占める有機農業の比重が高まることによって、国際的にも日本が国内農業を保護できるような論拠となってくれればいいと感じている。そのような意味からも、いわゆる慣行農業生産者や消費者への広報活動も必要になってくる。

その一方で、早い時期に有機 JAS 制度との関係性の整理をしておかないと、大混乱するのではないかということは懸念している。また、どこからが有機農業なのかの線引きも、いずれ必要になってくるだろう。支援対象となる有機農業者の資格要件などの問題から、認定有機農業者制度についても議論されるようになるのではないか。今から、そうした問題への対応も検討しておくべきだろう。

いずれにしても政策の中に、有機農業が位置づけられたことは画期的なこと。有機農業運動の先駆者達のご苦労があればこそである。

●池野雅道さん (池野農園・愛農ネットワーク代表/愛知県)

とうとうと言えいいのか、やっとと言えいいのか、有機農業推進法が成立した。国や農協などから否定されたところからスタートした有機農業だが、全国の農家や消費者による草の根の取り組みから、この法律が生まれるに至った。その点からも推進法の成立には意義深いものがある。超党派の議員連盟を作って、ご努力頂いた議員の皆様にも感謝しなくてはならないと思う。

しかしこれで安心してはいられない。この法律がいい形で実施されるように、そして有機農法が農法としてしっかり位置づけられるように働きかけていくと同時に、長年苦勞して有機農業に取り組んできた農家がこれからもいい形で有機農業を推進していけるように、農水省に提言し見守って行く必要がある。

日本の農業が危機的状況にある今、農業の再生をこの有機農業推進法に期待したいと思う。有機認証制度の二の舞にはいけない。

●牛尾武博さん

(牛尾農場・兵庫県有機農業研究会理事長/兵庫県)

この法律に最も期待するのは、有機農業技術の発展と普遍化、有機農家の面的な増加、それに、有機農産物を確実

に買ってくれる消費者をふやすことである。しかし、一朝にしてというわけにはいかない。まずは、それらに関わる人材を育て増やすことが必要となる。

具体的には、大学・農業高校に有機農業学科を置く。各府県の農業者大学校でも有機農業者を育てる。小・中学校でも農業を必修科目に加える。政府と各府県がこれらを具体化すれば、10年後には欧州並みの普及率に届くかもしれない。課題の有機種子も、各地の農業技術センターで取り組む。政府が開発資金を出して、種苗会社にF1も含めた有機種子を生産してもらえるようになればいいのだが。

法律には、「国及び地方公共団体は、有機農業の推進に関する方策に、有機農業関係者の意見を反映する」と明記してある。全国の有機農業関係者は、緊急に農林水産省へあらゆる意見を投げかけ、法の理念の具体化を目指すべきだ。

●宇和川 央^{ひろし}さん

(にわとり愛卵土・NPO 法人高知県有機農業研究会副理事長)

永年、有機農業者はそれぞれ自力で活動していたが、異端児や変わり者扱いを受け、社会から白眼視されていた。そうした経緯を振り返りにつけ、このたびの法案成立については感慨深いものがある。これから有機農業の世界も新たな時代に入り、新たな展開が始まるだろうという期待感があり、若くもないが、少しは血が騒ぐような気持ちになっている。

四国でも12月18日に生産者懇話会を開催した。何かと気忙しい師走のこの時期に急遽よびかけたにもかかわらず、18人が集まって非常に熱心かつ活発な意見交換ができた。

全有協の立ち上げに際して、日有研との協調は残念な結果になったものの、この際全国の有機農業者は大同団結し、この時期を逃さず、国へ、自治体へと働きかけを行い、しっかりと法律として運用されるよう、次世代のためにも運動を起こすべき時だと思う。

●鶴田志郎さん

(鶴田有機農園・株式会社マルタ代表取締役会長)

有機農業推進法が成立してほっとした。これで一步前進と評価している。

日本における農業への支援は、ヨーロッパやアメリカのように個人ベースではなく、グループや地域だけが対象となっているが、今後はこうした面で改善の可能性が出てきたのではないかと感じている。

有機農業が主流になることを望まない人たちも多いが、今回の法律はそうした人たちに今後の方向としてのダメージを与えただろう。だからと言ってすぐに法律の成果があるというものではないが、これからも息の長い活動を続けて徐々に外堀を埋めていけばいいのではないかと。

有機農業者はこれまで、農政からの支援を受けずにやってきた。基本的にはこれからも、支援に頼ることなく有機農業に取り組んでいく姿勢は保っていくべきだとも思っている。